

大垣市余裕期間設定工事実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、建設資材の調達や労働力の確保に資する余裕期間を設定する工事を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 契約締結日から実工期の始期の前日までの期間で、受注者が工事の施工体制を整備するための期間
- (2) 実工期 工事を実施するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含むもの
- (3) 工事開始日 実工期の始期の日
- (4) 全体工期 余裕期間と実工期を合わせた期間
- (5) 発注者指定方式 発注者があらかじめ工事開始日を指定する方式
- (6) 任意着手方式 一定の期間内で受注者が工事開始日を選択する方式
- (7) 工事開始期限日 任意着手方式において工事開始日を選択できる期間の最終日

(対象工事)

第3条 余裕期間設定工事の対象は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 余裕期間を設定した場合において、供用開始等に影響を及ぼさない工事であること。
- (2) 余裕期間を設定した場合において、発注した年度内（繰越明許費や債務負担行為が設定されている場合はその期間内）に工期を確保できる工事であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない工事であること。

ア 大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条に規定する工事

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号、第8号又は第9号に規定する契約による工事

(発注者指定方式の工期設定)

第4条 発注者指定方式の余裕期間は、発注者があらかじめ工事開始日を指定することにより設定するものとする。

2 発注者指定方式の余裕期間は、全体工期、余裕期間、実工期及び工事開始日を余裕期間を設定する工事に関する特記仕様書（第1号様式）に記載するものとする。この場合において、工期の設定の方法については、終期を具体的な日付で指定するものとし、期間を日数で設定しないものとする。

3 契約書等に記載する工期は、全体工期とする。

（任意着手方式の工期設定）

第5条 任意着手方式の受注者は、契約締結日から工事開始期限日までの期間内で、工事開始日を選択することができ、契約前に工事開始日及び実工期終期日届（第2号様式）を提出することにより定めるものとする。ただし、工事開始日が休日（大垣市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）に規定する市の休日をいう。以下同じ。）に設定することはできず、実工事終期日が休日に当たるときは、休日の翌日を実工事の終期とする。

2 任意着手方式の発注者は、実工期及び工事開始期限日を余裕期間を設定する工事に関する特記仕様書（第3号様式）に記載するものとする。

3 契約書等に記載する工期は、契約日から実工期終期日までとする。

（工期設定の共通事項）

第6条 発注者は、工事開始期限日を実工期の30%未満かつ3か月を超えない範囲で設定することができる。ただし、特別な事情がある場合は、工事開始期限日を延長することができる。

2 余裕期間の設定による積算の割り増しは行わないものとする。

3 受注者は、余裕期間内に測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、施工場所におけるすべての工事に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資材等の準備については、受注者の責により行うことができる。

4 発注者と受注者は、契約締結後、工事開始日を変更する必要がある場合は、協議を行い、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができる。

5 前項に規定するもののほか、発注者と受注者は、現場状況等によりやむを得ず工期を変更する必要がある場合は、協議を行い、工期の変更に係る契約を締結するものとする。

6 低入札価格調査等により、発注者指定方式においては工事開始日以降、任意着手方式においては工事開始期限日以降に契約を締結することとなった場合は、余裕期間は設定しない。

（技術者等の取扱い）

第7条 余裕期間内については、現場代理人、主任技術者、監理技術者、特定

管理技術者又は監理技術者補佐の配置を要しないものとする。

（余裕期間内の工事用地の管理）

第 8 条 余裕期間内における工事用地の管理は、発注者の責において行うものとする。

（特記仕様書及び特約条項）

第 9 条 余裕期間を設定する工事の設計書には、余裕期間を設定する工事に関する特記仕様書を添付するものとする。

2 余裕期間を設定する工事の契約書には、余裕期間を設定する工事に関する特約条項（第4号様式）を添付するものとする。

3 前 2 項の規定により特記仕様書又は特約条項を作成する場合においては、文字の追加（作成に必要な日付の記入を除く。）、削除及び変更を行ってはならない。

（工事関係書類等の手続き）

第 1 0 条 受注者は、大垣市工事請負契約約款第 3 条第 1 項の規定により、発注者指定方式においては契約締結後 1 0 日以内に全体工期を記載した工事工程表及び工事開始日届（第5号様式）を、任意着手方式においては、契約締結後 1 0 日以内に全体工期を記載した工事工程表を提出するものとし、着工届は工事開始日に提出するものとする。

2 受注者は、工事開始日後速やかに、その他工事関係書類を提出するものとする。

3 受注者は、工事实績情報システム (CORINS) への登録申請を工事開始日後 1 0 日以内に行うものとする。

4 受注者は、工事開始日後 3 0 日以内に工事に着手するものとする。

5 受注者は、発注者があらかじめ設計図書において前払金を支払うと定めている場合における当該前払金について、予算の執行が可能となる時期以後に請求するものとする。

6 受注者は、建設業退職金共済制度の発注者用掛金収納書を工事開始日より 1 か月以内に提出するものとする。ただし、工事開始当初は工場製作の段階であるため建設業退職金共済制度の対象労働者を雇用しない等の理由により期限内に発注者用掛金収納書を提出できない事情があり、かつ、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出し、及び監督員の承諾を得た場合においては、この限りでない。

（その他）

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

第1号様式(第4条、第9条関係)

余裕期間を設定する工事に関する特記仕様書（発注者指定方式）

年 月 日

本工事は、大垣市工事請負契約約款、設計図書等によるほか、この特記仕様書によらなければならない。

(対象工事)

第1条 本工事は、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

(定義)

第2条 この特記仕様書において「余裕期間」とは、契約締結日から実工期の始期の前日までの期間をいう。

2 この特記仕様書において「実工期」とは、工事を実施するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含むものをいう。

3 この特記仕様書において、「工事開始日」とは、実工期の始期の日をいう。

4 この特記仕様書において、「全体工期」とは、余裕期間と実工期を合わせた期間をいう。

(工期の設定)

第3条 本工事の工期は以下のとおりとする。

全体工期：契約締結日から 年 月 日まで

余裕期間：契約締結日から 年 月 日まで

(工事開始日： 年 月 日)

2 受注者は、余裕期間内に測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資材等の準備については、受注者の責により行うことができるものとする。

3 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、発注者と協議し、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

4 前項に規定するもののほか、発注者と受注者は、現場状況等によりやむを得ず工期を変更する必要がある場合は、協議を行い、工期の変更に係る契約を締結するものとする。

(技術者等の配置)

第4条 余裕期間内については、現場代理人、主任技術者、監理技術者、特定管理技術者又は監理技術者補佐の配置を要しないものとする。

(前払金)

第5条 受注者は、発注者があらかじめ設計図書において前払金を支払うと定めている場合における当該前払金について、予算の執行が可能となる時期以後に請求するものとする。

2 受注者は、前項の規定により前払金を請求するときは、前払金請求書の備考欄に「余裕期間設定工事（工事開始日 年 月 日）」と記載するものとする。

(工程表及び工事の着手)

第6条 受注者は、大垣市工事請負契約約款第3条第1項の規定により、契約締結後10日以内に、全体工期を記載した工事工程表に併せて工事開始日届(第5号様式)を提出しなければならない。

2 受注者は、工事開始日後30日以内に工事に着手するものとする。

(工事実績情報の登録)

第7条 受注者は、工事実績情報システム(CORINS)への登録申請を工事開始日後10日以内に行わなければならない。

2 現場代理人、主任技術者、監理技術者、特定管理技術者又は監理技術者補佐の従事期間については、実工期とする。

(建設業退職金共済制度)

第8条 建設業退職金共済制度の発注者用掛金収納書は、工事開始日より1か月以内に提出するものとする。ただし、工事開始当初は工場製作の段階であるため建設業退職金共済制度の対象労働者を雇用しない等の理由により期限内に発注者用掛金収納書を提出できない事情があり、かつ、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出し、及び監督員の承諾を得た場合においては、この限りでない。

(経費の負担)

第9条 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

(適用の除外)

第10条 低入札価格調査等により、工事開始日以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

(その他)

第11条 この特記仕様書及び大垣市余裕期間設定工事実施要綱に定めのない事項については、本市監督員と協議し決定するものとする。

第2号様式(第5条関係)(任意着手方式)

工事開始日及び実工期終期日届

次のとおり、余裕期間を設定する工事に関する特記仕様書第3条第2項の規定により提出します。

工 事 名

工事場所

工事開始期限日 年 月 日

工 事 開 始 日 年 月 日

実工期終期日 年 月 日

実 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

受注者 所在地

氏 名

印

大垣市長

様

第3号様式(第5条、第9条関係)

余裕期間を設定する工事に関する特記仕様書（任意着手方式）

年 月 日

本工事は、大垣市工事請負契約約款、設計図書等によるほか、この特記仕様書によらなければならない。

（対象工事）

第1条 本工事は、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

（定義）

第2条 この特記仕様書において「余裕期間」とは、契約締結日から実工期の始期の前日までの期間をいう。

2 この特記仕様書において「実工期」とは、工事を実施するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含むものをいう。

3 この特記仕様書において、「工事開始日」とは、実工期の始期の日をいう。

4 この特記仕様書において、「全体工期」とは、余裕期間と実工期を合わせた期間をいう。

5 この特記仕様書において、「工事開始期限日」とは、工事開始日を選択できる期間の最終日をいう。

（工期の設定）

第3条 本工事の工期は以下のとおりとする。

工事開始期限日 年 月 日

実 工 期： 日間

2 受注者は、契約締結日から工事開始期限日までの期間内で、工事開始日を選択することができ、契約前に工事開始日及び実工期終期日届(第2号様式)を提出するものとする。ただし、工事開始日を休日（大垣市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)に規定する市の休日をいう。以下同じ。）に設定することはできず、実工事終期日が休日に当たるときは、休日の翌日を実工事の終期とする。

- 3 受注者は、余裕期間内に測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資材等の準備については、受注者の責により行うことができるものとする。
- 4 発注者と受注者は、契約締結後、工事開始日を変更する必要がある場合は、協議を行い、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。
- 5 前項に規定するほか、発注者と受注者は、現場状況等によりやむを得ず工期を変更する必要がある場合は、協議を行い、工期の変更に係る契約を締結するものとする。

(技術者等の配置)

第4条 余裕期間内については、現場代理人、主任技術者、監理技術者、特定管理技術者又は監理技術者補佐の配置を要しないものとする。

(前払金)

第5条 受注者は、発注者があらかじめ設計図書において前払金を支払うと定めている場合における当該前払金について、予算の執行が可能となる時期以後に請求するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により前払金を請求するときは、前払金請求書の備考欄に「余裕期間設定工事（工事開始日 年 月 日）」と記載するものとする。

(工程表及び工事の着手)

第6条 受注者は、大垣市工事請負契約約款第3条第1項の規定により、契約締結後10日以内に全体工期を記載した工事工程表を提出するものとし、着工届は工事開始日に提出するものとする。

- 2 受注者は、工事開始日後30日以内に工事に着手するものとする。

(工事实績情報の登録)

第7条 受注者は、工事实績情報システム(CORINS)への登録申請を工事開始日後10日以内に行わなければならない。

- 2 現場代理人、主任技術者、監理技術者、特定管理技術者又は監理技術者補佐の従事期間については、実工期とする。

(建設業退職金共済制度)

第8条 建設業退職金共済制度の発注者用掛金収納書は、工事開始日より1か月以内に提出するものとする。ただし、工事開始当初は工場製作の段階であるため建設業退職金共済制度の対象労働者を雇用しない等の理由により期限内

に発注者用掛金収納書を提出できない事情があり、かつ、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出し、及び監督員の承諾を得た場合においては、この限りでない。

(経費の負担)

第9条 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

(適用の除外)

第10条 低入札価格調査等により、工事開始期限日以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

(その他)

第11条 この特記仕様書及び大垣市余裕期間設定工事実施要綱に定めのない事項については、本市監督員と協議し決定するものとする。

第4号様式(第9条関係)

余裕期間を設定する工事に関する特約条項

(着手届に係る特則)

第1条 受注者の着手届については、工事開始日に提出するものとする。

(前払金の支払いに係る特則)

第2条 受注者は、発注者があらかじめ設計図書において前払金を支払うと定めている場合における当該前払金について、予算の執行が可能となる時期(○年○月○日)以後に請求するものとする。

工 事 開 始 日 届

次のとおり、余裕期間を設定する工事に関する特記仕様書第6条第1項の規定により提出します。

工 事 名

工 事 場 所

工 事 開 始 日 年 月 日

実 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

受 注 者 所 在 地

氏 名

⑩

大 垣 市 長

様